

第 5 章 運 営

第 17 条 理事長は総会の決議及び承認事項その他本協会の定める事項の運営にあたり、原則としてその都度、結果を各役員に報告する義務を負う。

第 18 条 入会、退会及び会員の異動は次の通りとする。

- (1) 本協会に新たに入会を希望する団体は、代表者名、連絡先等を本協会へ届けなければならない。常任理事会の了承で本協会への加入を認める。加入時期は問わない。
- (2) 本協会を退会する団体は、原則として理由を付して本協会へ届けなければならない。
- (3) 一個人の二つ以上の本協会加入団体への加入は認めない。
- (4) 本協会の目的の趣旨に反する加盟団体は常任理事会で退会を決定することができ、総会で承認する。

第 6 章 会 計

第 19 条 本協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をこれにあてる。

第 20 条 本協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

附則

本規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。